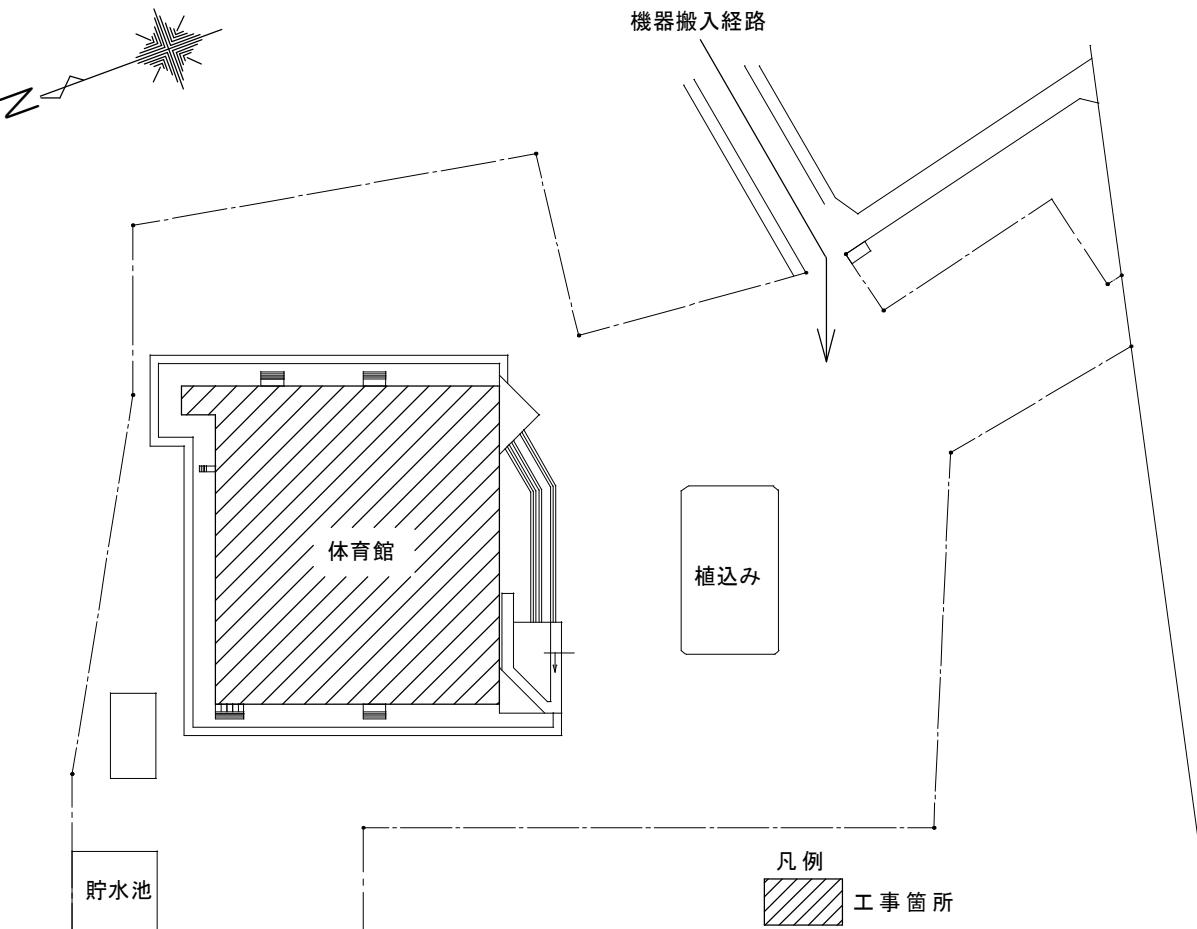


位置図



配置図

特記仕様書

【工事概要】

- 本工事は、津市久居体育館における、高天井用照明器具の取替を行うものである。

【施工条件】

- 作業日時は、事前に体育館・担当課・監督員と十分に協議し、指示に従うこと。
- 作業着手までの期間に調査及び施工計画書等を作成し市監督員の承諾を得ること。
- 作業着手前調査は、事前に体育館及び市監督員の承諾を得るものとし、体育館の運営等に影響を与えない範囲とする。
- 現場への本格着手は令和3年7月24日からとする。
- 機器材料等の納期を確認し、契約後速やかに承認図を提出すること。
- 工事着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等があれば、市監督員の立合いのもと写真に記録しておくこと。
- 設計図書に明記のない場合でも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本工事に含む。
- なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。
- 改修前の照度及び改修後の照度測定を実施し、報告書を提出すること。測定箇所については市監督員の指示による。
- 工事過程において、既存施設に損害を与えた場合は、請負人の負担において、速やかに復旧すると共に市監督員に報告すること。
- 近隣に対し騒音・振動・粉塵等を配慮した施工を行うこと。
- 工事用水、電力については施設内既存の設備を無償で利用できる。

【安全対策】

- 工事用車両及び工事関係車両については、指定された場所（体育館及び、市監督員と協議）に駐車するものとし、周辺道路等に駐車しないこと。
- ただし、資材の搬入・搬出時には工事場所最寄りの出入口付近への一時的な駐車を可とするが、作業終了後は、速やかに車両を移動させること。

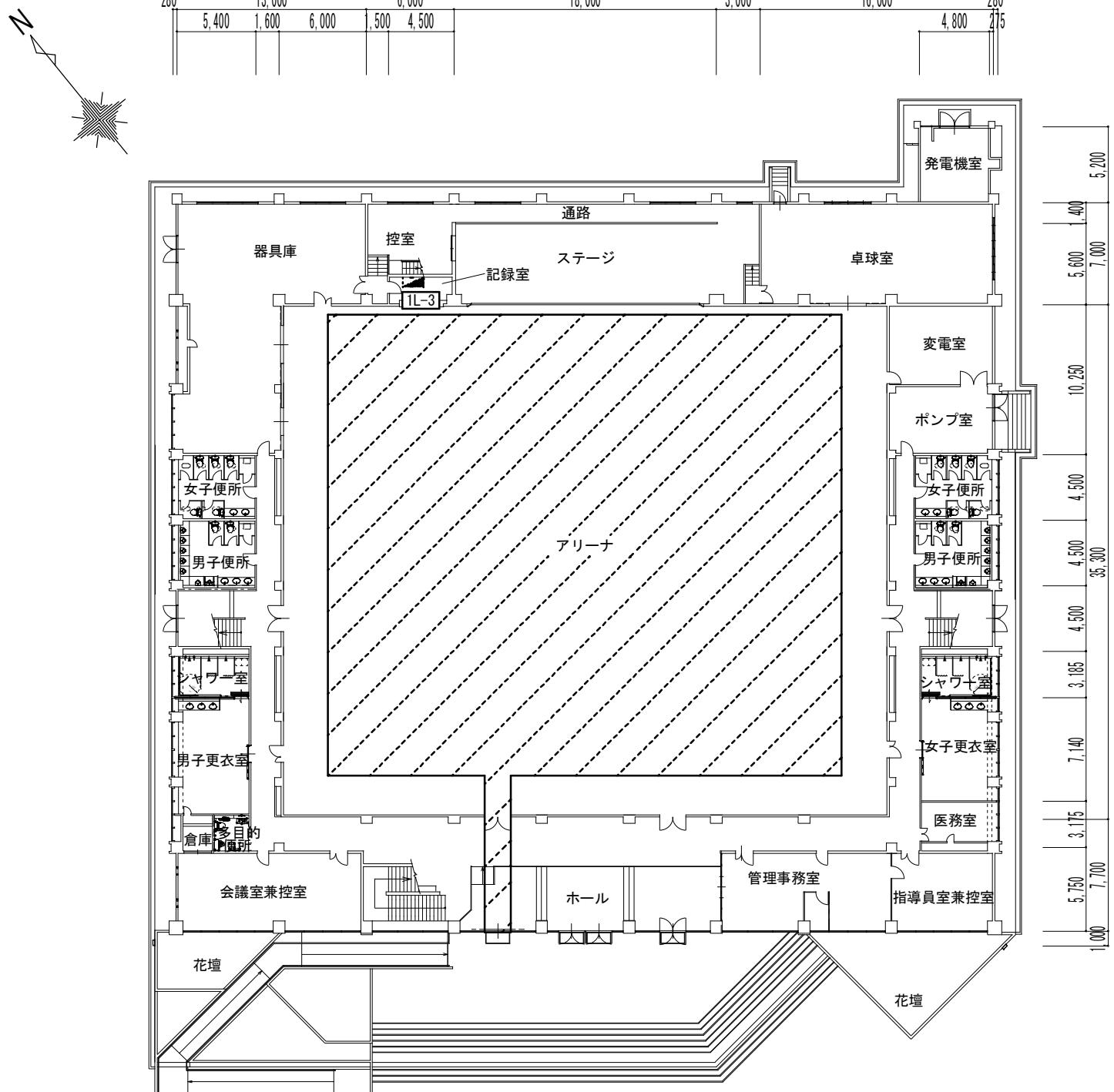
【適応基準】

- 国土交通省大臣官房工務課監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編、電気設備工事編 最新版）
- 国土交通省大臣官房工務課監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編、電気設備工事編 最新版）
- その他関係法令

【撤去処分】

- 本工事により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。
- また、工事着手前に、施工方法を記した施工計画書を市監督員に提出し承諾を得ること。
- 工事完了後、速やかにマニフェスト（A、B2、D票）を市監督員に提示すること。
- 水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプ等）については「水銀廃棄物ガイドライン」（平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき適切に処理すること。

津市久居体育館電灯設備改修工事		縮尺
図面名称	配置図・位置図・特記仕様書	原図：A3
津市建設部工務課		1/2



◆ 凡例

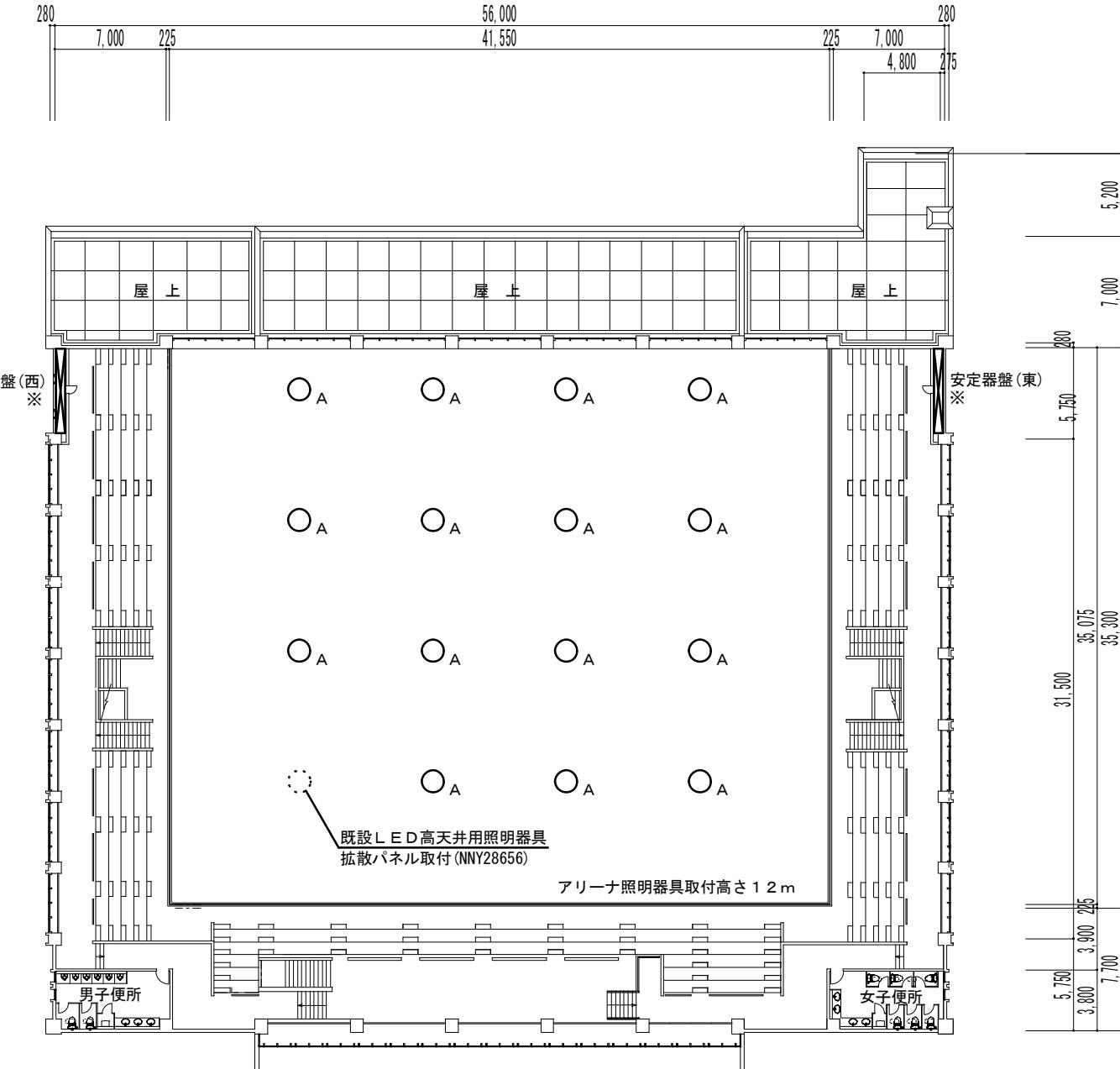
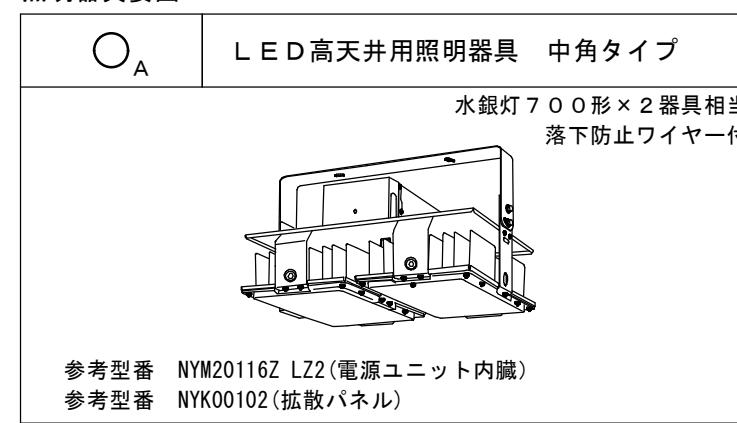


床養生 (シート、コンパネ) 範囲を示す。

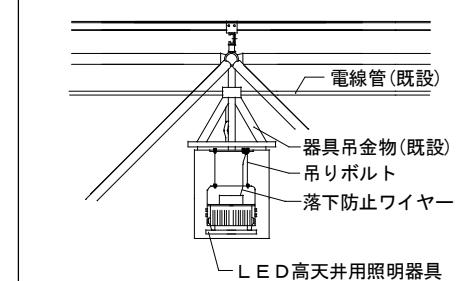
撤去器具リスト

場所	器具名	数量
アリーナ	MID400W×2、NH220W×2高天井用 ミニハロゲン250W×1(リフター、カーボ付)	15
安定器盤 (西)	安定器 400W用×2、200W用×2	7
安定器盤 (東)	安定器 400W用×2、200W用×2	8

照明器具姿図



更新照明器具取付図 (参考)



特記事項

- 実線の高天井照明器具を更新とする。
- ※は安定器(PCB非含有)撤去、配線振替を示す。
- 点線は既設を示す。
- 取付は既設物を流用する。

津市久居体育館電灯設備改修工事

縮尺
1/400

図面名称
アリーナ電灯設備図

原図: A 3

津市建設部營繕課

2/2